

ゆすはら地域おこし協力隊募集要項

(ミッション型：キャンプ場及びアクティビティ施設の管理・運営等)

高知県梼原町は、町面積の91%を森林が占め、日本三大カルストのひとつ四国カルストに抱かれた自然豊かな山間の町です。四万十川の源流域に位置する本町では、太郎川公園内にあるキャンプ場の運営を行ってきましたが、ウィズコロナ時代に向けて令和3年度よりキャンプ場の再整備に着手しており、今後は更なるキャンプ場の充実と新たにアクティビティ施設を設置する予定としております。梼原町の玄関口である太郎川公園を中心に、町内各地へ展開できる観光産業を目指し、様々な取り組みを進めていきたいと考えております。中山間地域での観光資源の創出などを町と共に協力してくれる方を広く募集します。

1. 募集人数 1名

2. 業務内容

梼原町に属し保有するキャンプ場及びアクティビティ施設の管理・運営等をおこないながら、必要な技術・資格等の取得を行い、地域観光業に寄与する活動を行う。

- (1) キャンプ場の整備・管理・運営に関する活動
- (2) 太郎川公園内のアクティビティ施設の管理・運営に関する活動
- (3) 地域の情報発信に関する活動
- (4) 観光の振興に関する活動
- (5) 地域間交流及び移住促進に関する活動
- (6) 地域行事やイベント等地域活動支援に関する活動
- (7) 集落の維持活性化に関する活動
- (8) 定住に向けた基礎の構築活動
- (9) その他町長が必要と認める活動

3. 募集対象

下記の(1)～(8)すべての要件を満たす方。

- (1) 年齢20以上40歳未満(令和7年4月1日の時点の年齢)
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域から梼原町に居住でき、梼原町に住民票を異動できる方
- (3) 普通自動車免許を取得している方
- (4) パソコンの一般的な操作ができる方(ワード、エクセル、インターネット)

- (5) 活動期間終了後も梶原町に定住する意思のある方
- (6) 地域住民と協力しながら、地域を元気にするために精力的に行動できる方
- (7) 町の条例及び規則等を厳守し、職務命令等に従う事ができる方。
- (8) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

4. 応募手続

- (1) 募集受付期間令和7年2月3日（月）から郵送又は持参により受付ますが、随時募集・随時選考となり、募集人員に達した場合は、受付を終了いたしますので事前に電話等にてご確認ください。また、提出いただいた応募書類の返還はできませんのでご了承ください。

- (2) 提出書類

ゆすはら地域おこし協力隊募集用紙
会計年度任用職員申込書

5. 選考

- (1) 第一次選考（書類）

書類選考の上、結果を応募者全員に通知します。

- (2) 第二次選考（面接）

第一次選考合格者を対象に第二次選考（面接）試験を行います。

日時及び会場等の詳細については、第一次選考結果の通知の際にお知らせいたします。

なお、第二次選考（面接）試験に要する交通費及び宿泊費は個人負担となります。

- (3) 最終選考結果の通知

最終選考結果の可否に関する通知書は随時文書で全員に通知します。

※住民票の異動は必ず、最終結果の合格に関する通知日以降に行ってください。それ以前に住民票を異動させると応募対象者でなくなり採用の取り消しとなる場合があります。

6. 採用予定日 令和7年6月1日（別途相談可）

7. 勤務地 梶原町

8. 勤務日及び勤務時間

(1) 月間 152 時間前後

(2) 原則として

4 日間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (1 日 7 時間 45 分労働)

1 日間は午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで (1 日 7 時間労働)

※観光業に従事することとなりますので、時間、休日については
シフト管理等になります。

※週 5 日勤務、月 20 日前後の出勤となります。

9. 雇用形態及び期間

(1) 梶原町の会計年度任用職員として梶原町長が任用します。

(2) 任用期間は採用日から当該年度の 3 月 31 日までとします。

ただし、採用日から最長 3 年間まで延長することが出来ます。

(3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した時などは、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

10. 報酬

(1) 月支払額 203,000 円前後 (保険料等の控除があります)

※期末手当、退職金、通勤手当等はありません。

11. 待遇及び福利厚生

(1) 活動期間中の住居は町が用意し無償貸与します。ただし、光熱水費は自己負担とします。

(2) 活動期間中、業務に使用するための自動車は町公用車の利用が可能です。
ただし、私用利用はできません。梶原町での日常生活については自家用車が必要です。自家用車の持ち込みをお勧めいたします。

(3) 活動期間中に必要な備品等については、無償貸与します。

(4) 加入保険：健康保険、厚生年金、雇用保険、労災

(5) 業務に支障がなければ、兼業を認めます。(届出が必要です)